

ごみ出しのルールを守ってください

町は「ごみの日カレンダー」により各行政区ごとに分別収集していますが、最近特に「ごみ出しルール」を無視したものが多くあり、未収集物が集積所に取り残されている状況となっています。ごみ集積所は地域の皆さんのものです。常に清潔に保つとともに、地域全体で監視しきれいな集積所にしましょう。

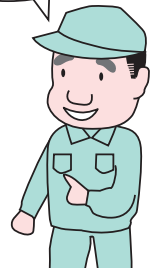
「ごみ出しルール」無視により未収集となっている例

- ・指定袋以外で出されている(ダンボールや肥料袋に入れている)。
- ・指定日以外ごみが出されている(古紙、もやせないごみが出されている)。
- ・分別しないで袋に入れている(もやせるごみにビンや缶が入っている)。
- ・スプレー缶に穴が開いていない(確実に穴を開けガスを抜く)。
- ・ペットボトルのキャップが付いたもの(キャップが付いているとリサイクルできません)。
- ・ソファやベッドなどスプリングのあるもの(専門業者に依頼してください)。
- ・家電リサイクル対象製品(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)のほか、パソコン、タイヤ、バッテリーなど町で収集を行っていないもの。
- ・古紙は種類ごと(新聞、雑誌、ダンボール、書籍)に分けてください。

※分別されないものは「ごみ」になります。



ルール
守ってけれな



問い合わせ 役場(千畑庁舎)住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

町外から美郷町に移り住み、新たに宅地や家屋を取得された方を対象に「定住促進奨励金」を交付します

町では町外からの定住を促進することにより人口の増加を図り、活力のあるまちづくり・地域の活性化を推進するため、町外に在住していた方が美郷町に定住することを目的として、新規に家屋等を取得し、町内に定住された方に対して「定住促進奨励金」を交付することになりました。

奨励金の交付は次の事項にすべて該当する方が受けられます。該当される方で奨励金の交付を希望される方は必要書類を添付し、役場企画課へ申請してください。

●定住促進奨励金交付の対象となる方(①～③のすべてに該当する方)

- ①美郷町外に10年以上在住されていた方
- ②美郷町に引き続き5年以上住み続けることを目的として住民登録し、家屋等を新規に取得して町内に定住された方
- ③町税及び町納付金を滞納していない方

●定住促進奨励金の交付額について

交付額は、定住した当該年度1年間に支払った宅地及び家屋の年間固定資産税相当額とします。

●定住促進奨励金の申請に必要な書類

- ①定住促進奨励金交付申請書(六郷庁舎企画課、役場各庁舎の総合サービス課にあります)
- ②申請者の戸籍の附票(土地又は家屋が共有の場合は、共有者すべての戸籍の附票)
- ③固定資産税課税明細書
- ④納税が確認できる書類(領収書又は納税証明書)
- ⑤委任状(土地又は家屋が共有の場合は、代表の方が申請し、他の共有者の委任状が必要)

※詳しい内容については、役場(六郷庁舎)企画課へお問い合わせください。

問い合わせ 役場(六郷庁舎)企画課 企画班 ☎0187(84)4901

5月31日(木)は 「軽自動車税」と「固定資産税1期」の納期限(口座振替日)です

- **軽自動車税の納税証明書は大切に保管してください。**
軽自動車税の納税通知書には「納税証明書」が添付されています。この証明書は、二輪小型・四輪車等の車検の際に必要になりますので、1年間大切に保管してください。
口座振替を利用されている方には6月中旬に送付されますが、至急必要な場合は役場各庁舎の総合サービス課にて無料で取得できます。
- **固定資産税の前納報奨金が廃止されました。**
固定資産税の前納報奨金が、条例改正により今年度より廃止されました。それに伴い、1年分を一括納付する際の「前納」の納付書も今年度から発行しておりませんので、一括納付する際は期別ごとの納付書をまとめて使用して下さるようお願いいたします。
- **軽自動車税・固定資産税一括口座振替の領収書は6月中旬に送付します。**
軽自動車税と固定資産税の一括口座振替を申し込んでいる方には、口座振替後の6月中旬に領収書を送付します。なお、期別ごとの口座振替の方には、その税目の最終口座振替後に領収書をお送りします。

 役場(千畑庁舎)税務課 納税班 ☎0187(84)4902(内線2106、2107)

軽自動車税の減免について

- 軽自動車の所有者で障害者手帳等をお持ちの方は、申請により軽自動車税が減免されます。
減免申請の受付は、**5月24日(木)**までですので、印かん、運転免許証、障害者手帳または療育手帳等、車検証、納付書を持参し、税務課(千畑庁舎)または役場各庁舎の総合サービス課で申請をお願いします。
- 普通自動車税の減免を受ける場合は、軽自動車税は減免されません。
 - 障害のある方1人につき1台限りです。
 - 障害の等級によっては減免されない場合もあります。

 役場(千畑庁舎)税務課 課税班 ☎0187(84)4902(内線2102)

国土調査にご協力ください

平成19年度の国土調査を次のとおり行います。
関係土地所有者の皆さんのご理解ご協力をお願いします。

実施地区 ● 大字金沢西根の八卦、上石町、下石町、二ツ柳、上笹巻、本笹巻の各一部
調査期間 ● 4月24日～平成20年3月31日

問 国土調査ってどんなことをするの？

答 現在使用されている登記簿・図面は、明治初期の地租改正時に作成されたものを基礎として、加除・訂正を加え活用されています。国土調査ではこれを基に、土地一筆ごとについて、地番・地目・境界等の確認をするもので、現地境界立ち会いを行い、杭を埋設し正確な図面の作成と面積を確定させ、土地行政全般の基礎資料とするとともに、土地に関する争いの防止、公租公課の負担の平等化に活用することを目的としています。

国土調査を実施した地区については、今後行われることは無いものと考えられ、末代に受け継がれる大切な調査です。関係土地所有者の皆さんには、お忙しいところをご足労かけますが、特段のご協力をお願いします。

なお、後日説明会を開催しますので、関係者の方には別途ご案内します。

 役場(千畑庁舎)税務課 課税班 ☎0187(84)4902(内線2104)